

梅ちゃん先生の 法律相談

第9回

法諺（ほうげん）

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人（弁護士）

このところ、労働問題に関する若干“重たい”テーマが続いておりましたので、この辺で小休止し、今回は、法諺（「ほうげん」と読みます）についてお書きしたいと思います（労働問題に関する連載を止めた訳ではありませんので、次回以降引き続きご覧下さい）。

法諺の「諺」は、訓読みすれば「ことわざ」ですが、ことわざとは、ご承知のとおり、人生に関する教訓やものの道理を短いフレーズで言い表した表現であって、皆様も、好きなことわざの一つや二つはお有りかと思えます。この「諺」に「法」が冠せられていますから、「法諺」とは、要するに、法律に関する「ことわざ」「格言」のことです。

現在わが国に存在する数々の法律は、明治以降整備されてきたものですが、当時は、ヨーロッパ諸国（主に英国、ドイツ、フランス等）の法律を参考にして制定され、戦後は現行憲法を始め米国の影響も受けて発展してきました。加えて、法律は、外国の法制に由来しつつも日本古来の法（江戸時代以前の法）の精神に立脚した条文も多く存在し、これらの事情から、法律の条文の趣旨を端的に言い表す表現として、欧米諸国で発展した思想やわが国古来の思想を背景とした「法諺」が数多くあります。今日はその一部を以下にご紹介したいと思います。

○疑わしきは罰せず

これは最も有名な法諺かもしれません。「疑わしきは被告人の利益に」も同じ意味です。近代刑事裁判における大原則であり、被告人が有罪であることについては検察官が挙証責任を負い、有罪であるかどうかの挙証責任が果たされていない場合（確実に有罪であるとはいえない場合）には、被告人に有利に考え、有罪とすることはできない、という原則です（「推定無罪」もほぼ同じ意味です）。つまり、被告人にとっては、有罪か（クロか）そうではないかが重要なのであり、無罪（シロ）であることを被告人側が積極的に立証する必要はありません。検察官が「クロ」であることを一生懸命立証する一方、被告人はその立証を動揺させ「グレー」に持ち込めば勝ち、ということです。つまり、刑事裁判は「クロかシロか」をつける場所ではなく「クロかそうでないか」を決める場所であり、このことを英米では「GUILTY or NOT GUILTY」と表現します。

○法律なければ犯罪なし

これを罪刑法定主義（憲法31条）といいます。近代刑法の大原則であり、国家が刑罰を科すためには、およそ法律の根拠がなければならない、というものです。為政者の勝手気ままに人に刑罰を科されてはその

人の自由は全く侵害されますから、刑罰を科すためには、国民の代表により構成される議会（国会）が制定した法律に刑罰の内容や犯罪行為の要件を予め規定し、その法律の規定がなければ刑罰を科すことはできないとして、自由が最大限保障されているのです。なお、同じような趣旨に基づくものに「租税法律主義」（憲法84条）があります。これは国家が税金を課すためには法律の根拠がなければならない、というものです。国家の国民に対する最も大きな権限は（つまり国民に不利益を課すものは）、刑罰と徴税ですが、これらについては、すべて法律の根拠を要するのであり、その結果、国民の自由が最大限保障されているのです。

○法の不知はこれを許さず

「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。」（刑法38条3項本文）。この条文の趣旨に関する法諺です。「そんな刑罰法規があると知らなかった。だから罪を犯す意思（故意）はない。」という言い訳は通らないということです。これは当然過ぎる話ですが、わが国の刑罰のある法律をすべて記憶している人など皆無です。殺人や強盗が犯罪であることは誰でも知っていますが、〇〇法違反となってくるとうどうでしょうか。刑罰が科される

法律なのかご存知でない方も多いと思いますが、だからといって「そんな法律知らないよ～。だから許して♥」とはなりません。

○法は家庭に入らず

これは意外と知られていませんが「親族相盗例」という条文があります(刑法244条)。どういう条文かというと、配偶者、直系血族及び同居の親族との間では窃盗罪(窃盗未遂も)を犯しても刑が免除される、というものです。つまり、“身内”同士の窃盗行為には刑を科さないということであり、その趣旨を端的に表す法諺として「法は家庭に入らず」つまり家庭内の窃盗には家庭内で対処せよ(国家は関与しない)、と説明されています。もっとも、強盗やましてや殺人といった重大犯罪にはこのような条文はありませんので念のため。殺人に関しては、昔は「尊属殺人」と言いまして、自分から見て尊属(親や祖父母等)を殺した場合は、刑罰が死刑か無期懲役のみという「尊属殺人罪」という刑罰があり(旧刑法200条。通常の「殺人罪」は刑が「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」です。)、親や祖父母を敬うことはわが国古来の道徳であり、刑を重くすることは当然であると説明されていました。もっとも、この「尊属殺人罪」は、最高裁が戦後初めてとなる違憲判決を下し(最高裁昭和48年4月4日判決)、現在は刑法から削除されています。

○自白は証拠の女王

「自白」とは、ご存知のとおり、刑事裁判において、自ら犯罪行為を認める旨の被告人の供述のことです(民事裁判では、少し違った意味でこの言葉は使用されます)。被告人自らが「自分がやった」と言っているのですから、証拠としてこれ以上“固い”ものはありません。このことを指して「自白は証拠の女王」であると表現します(なぜ「王」ではなく



「女王」なのかはよく分かりません…。捜査機関は、犯罪捜査に当たって、被疑者・被告人からこの「証拠の女王」たる「自白」を得ようと必死の取調べを行います。もっとも、これが、自白偏重、客観的証拠収集といった捜査の軽視、そして冤罪の契機となることは、改めて指摘するまでもありません。そこで、近代の法(わが国では憲法38条2項、3項など)は、この「自白」を極めて慎重に取り扱っています。

○権利の上に眠る者は保護しない

刑事裁判に関しての法諺が続きましたので、民法に関する法諺もご紹介します。「消滅時効」という制度はご存知でしょうか? 人の人に対する民事上の請求権(これを「債権」といいます)は、原則として10年で時効消滅します(民法167条1項。なお、例外的にもっと短期で消滅する権利も多くあります。なお、この消滅時効制度は、先般国会で成立した民法の大改正により、大きく変更となります)。この消滅時効制度の趣旨として、法律は「権利の上に眠る者は保護しない」のである、と説かれます。権利の上にあぐらをかいて実際に行使しない人の権利まで保護しなくてもいいよね、ということです。

○合意は守られなければならない

最後に、私の好きな法諺の一つ。「合意は守られなければならない」。これはラテン語の「pacta sunt servanda(パクタ・スト・セルワンダ)」を起源とする法諺であり、要するに、「契約は履行されるべきである」もっと簡単にいうと「約束は守ろう」ということです。「約束は守ろう」と書きますと「ドクキャンはダメよ」とか「耳を揃えて返しましょう」という意味かと思われるかもしれませんが、法諺としての「合意は守られなければならない」は少し違った意味でして、なぜ「契約」は契約当事者を拘束するのかという問いへの回答として「合意をしたのだから、当事者はそれを守らなければならない。ゆえに契約は当事者を拘束するのである。」という意味で使われます。

といっても、哲学的過ぎて分からないかもしれませんが、私は、「一旦した約束は最大限守ろう」という意味で使っています。ということで、この原稿も、毎月の入稿の締め切りが近づいてくると「パクタ・スト・セルバンダ」といつも唱えております。